

町田都市計画地区計画計画書（参考）

都市計画町3・4・11号線沿道地区地区計画を次のように変更する。（1999年11月1日町田市告示第176号）

名称		町3・4・11号線沿道地区地区計画				
位置		町田市原町田四丁目、原町田五丁目及び原町田六丁目各地内				
面積		約3.5ha				
地区計画の目標		町田市中心市街地を構成する地区の一つとして、土地の合理的な高度利用を図る。また、地区中央を縦断し町田駅へ向け計画されている町田都市計画道路3・4・11号線の整備に併せた良好な街区の形成と、区画道路等の整備に合わせた土地の有効利用を図る。				
区域の整備 関する開 発方針 及び保 全に	土地利用の方針	町田市中心市街地に位置し、かつ主要幹線道路沿道に面することとなる地区として、商業・業務機能等、道路沿道の地域特性にふさわしい土地利用を図る。また、土地の高度利用を推進する。				
	地区施設の整備の方針	都市計画道路網と整合した区画道路を適正に配置し、その整備に努める。				
	建築物等の整備の方針	区画道路の整備に合わせた適正な土地利用の増進と、良好な環境の各街区が形成されるよう、容積率の最高限度を定める。また、合わせて土地の健全な利用が図れるよう建築物の用途の制限を行う。				
地区 整備 備 計 画	位置	町田市原町田四丁目、原町田五丁目及び原町田六丁目各地内				
	面積	約3.5ha				
	地区 施設 の配 置及 び規 模	道 路	名称	幅員	延長	備考
			区画道路1号	6m	約120m	拡幅
			区画道路2号	3m(5.73)	約40m	拡幅
			区画道路3号	3m(5.73)	約220m	拡幅
区画道路4号			3m(5.73)	約180m	拡幅	
建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項の規定に該当する営業に係わるもの。				
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	区域の特性に応じた最高限度	10分の40	公共施設の整備の状況に応じた最高限度	10分の30	
	建築物等の形態若しくは意匠の制限	建築物の外壁もしくはこれに代わる柱の色彩は原色を避けるなどの周囲の都市景観に配慮した意匠とする。				

「区域、地区の区分、地区施設の配置は計画図表示のとおり」
理由：「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正に伴い表記上の整合を図るため、地区計画を変更する。